

PICK UP

# 知らないと損する!?

# お金や税金ニュース

2022年9月 Vol.23

## ～インボイス制度⑥～

### インボイス発行事業者として公表される情報とは？

2023年10月1日から始めるインボイス制度に向け、すでにインボイス(適格請求書)発行事業者の登録申請受付が始まっています。

インボイス発行事業者として登録を受けた場合には、国税庁による「適格請求書発行事業者公表サイト」にて一定の情報が公表されることとなります。

### インボイス発行事業者の公表情報

インボイス発行事業者として登録を受けた事業者に関しては、以下①～④の情報について下図のとおりインターネット上で公表されます。

このサイトでは、適格請求書発行事業者登録を行っている事業者の情報を公表しています。 [ページ印刷](#)

**国税 太郎の情報**

**最新情報**

登録番号  
**T3123456789123**

氏名又は名称  
**国税 太郎**

登録年月日  
**令和5年10月1日**

届出更新年月日  
令和3年11月1日

**履歴情報** 公表以後の履歴について表示しています。

No.1  
新規 ・ 適格請求書発行事業者登録日 令和5年10月1日

[ホームに戻る](#)  
[検索結果一覧に戻る](#) [ページ印刷](#)

出典: 国税庁「インボイス制度 適格請求書発行事業者公表サイト」

お問い合わせ

**T&M田中会計有限公司**

京都市上京区今出川通堀川東入今出川永縄ビル

TEL:075-415-3463

- ①氏名または名称
- ②法人の場合、本店または主たる事務所の所在地
- ③登録番号
- ④登録年月日(取消年月日、失効年月日)

なお上記のほかに、事業者自ら申出を行った場合には、以下の項目について追加で公表することが可能です。

- 個人事業主:主たる屋号、主たる事務所の所在地等
- 人格のない社団等:本店または主たる事務所の所在地

## 公表情報については誰でも閲覧可能


インボイスを発行する場合には、発行事業者として「登録番号」の記載が義務付けられますが、未登録の事業者によるインボイス偽造を防止するために、「適格請求書発行事業者公表サイト」では登録番号に基づく発行事業者情報の検索・閲覧が可能です。

したがってインボイス制度開始に向けて取引先を精査する場合には、単に発行事業者登録の有無をヒアリングするだけでなく、上記の公表サイトを用いて確認するように徹底してください。

---

インボイス制度では事前に発行事業者登録が必要であり、登録済みの事業者に関する情報はインターネット上で公表されることとなります。

その一方で氏名等の公表によって個人情報流出を懸念する声もあり、国税庁も公表方法を見直す方針を固めたため、今回の「インボイス制度解説」では公表情報見直しの必要性について紹介します。

記事作成:  経営革新等支援機関推進協議会

お問い合わせ

**T&M田中会計有限公司**

京都市上京区今出川通堀川東入今出川永縄ビル

TEL:075-415-3463